



栃木県公報

平成29年
6月9日(金)
第2891号

目次

告 示

- 予定保安林..... 511
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 512
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 512
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 513
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 513
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 513
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 514
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 514
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 515
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 515
- 道路の供用開始..... 515

公 告

- 平成29年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施..... 516
- 平成29年度栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施..... 521
- 土地改良区役員の退就任..... 524
- 公共測量の実施..... 525

公安委員会

- 栃木県公安委員会の事務の委任に関する規則及び栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 526

警察本部

- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 527

告 示

栃木県告示第269号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 6月 9日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市新里町丙字弥次郎沢1358-1、1360-1、1362、1364-1、1364-2、1365、1380、1386、1394-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字弥次郎沢1362、1364-1・1365（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成29年4月1日	大平眼科	栃木市大平町富田字栄町371-25
平成29年5月1日	小菅胃腸外科クリニック	真岡市熊倉3-21-3
平成29年4月1日	在宅ほすびす	塩谷郡高根沢町宝積寺1105-3花舎L棟
平成29年5月1日	アシコタウン歯科	足利市大月町3-2
平成29年4月1日	日本調剤佐野薬局	佐野市堀米町1664
平成29年4月1日	あきやま薬局	佐野市堀米町3966-1
平成29年5月1日	オリーブ薬局堀米店	佐野市堀米町3972-12
平成29年5月1日	わかば薬局壬生店	下都賀郡壬生町大師町38-3

栃木県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成29年1月1日	うるしばらクリニック (うるしばら内科クリニック)	足利市借宿町610-7

平成28年4月1日	おおひらレディースクリニック (臼井医院)	栃木市大平町下皆川753
平成29年3月1日	訪問看護ステーション石橋	下野市下古山1-15-4 (下野市石橋628)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第272号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成27年9月30日	医療法人社団なかつほクリニック	栃木市箱森町34-17
平成29年3月31日	岡医院	日光市下鉢石町997-1
平成29年3月31日	関澤医院	芳賀郡市貝町文谷367-1
平成29年5月31日	鬼怒川調剤センターたかとく薬局	日光市高德1406-4
平成29年2月27日	石橋調剤薬局	下野市石橋623-5

栃木県告示第273号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名 称	所 在 地
平成28年8月1日	とちぎメディカルセンター在宅ホスピス	栃木市大町39-5
平成29年2月1日	医療法人大野医院	大田原市中央1-9-7
平成28年12月1日	いきいき薬局	下都賀郡壬生町落合3-4-14

(保健福祉課)

栃木県告示第274号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0951000132	放課後等デイサービスこすも	大田原市本町1-2695-61	株式会社レプランシュ	栃木市大平町富田382-2	平成29年6月1日	放課後等デイサービス

栃木県告示第275号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0951000124	放課後等デイサービスこすも	大田原市本町1-2695-61	株式会社カントリブルー	大田原市中央1-5-14ズイコーハイツ1F-C	平成29年5月31日	放課後等デイサービス

栃木県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200658	ヘルパーステーションシニア倶楽部	足利市通5-2822-1	株式会社アクティブ・ケア	足利市通5-2822-1	平成29年6月1日	居宅介護 重度訪問介護
0910200666	ユリの葉	足利市通2-2745-1川島ビル2F2	有限会社ERS	足利市通2-2745-1	平成29年6月1日	就労継続支援 B型
0910400381	ゆいまーる佐野店	佐野市富岡町357-1芳和ビル1階	株式会社エクシード	東京都世田谷区下馬6-28-13	平成29年6月1日	就労継続支援 A型
0910900174	S Bワークス真岡	真岡市高勢町1-171	株式会社サシノベルテ	茨城県桜川市真壁町飯塚1006-2	平成29年6月1日	就労継続支援 B型

0912500170	ほっと・ステーション那須	那須町高久丙 9-286	株式会社昇和	那須町高久丙 9-286	平成29年 6月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
------------	--------------	-----------------	--------	-----------------	---------------	------------------------

栃木県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0911300507	友里障害福祉サービス事業所	那須塩原市下永田4-3	合同会社友里	那須塩原市下永田4-3	平成29年 5月31日	居宅介護 重度訪問介護

(障害福祉課)

栃木県告示第278号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営大桑地区土地改良（区画整理）事業	平成29年6月12日から 同年7月7日まで	平成29年7月24日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年6月9日から同年7月10日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	鹿沼市下南摩町308から 鹿沼市下南摩町240-1まで	平成29年6月9日
238	主要地方道 伊王野白河線	那須郡那須町大字蓑沢字高橋1188-2から 那須郡那須町大字蓑沢字高橋1186-5まで	平成29年6月9日

(道路保全課)

公 告

○平成29年度栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施

栃木県立衛生福祉大学校の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）第7条第4項の規定により公告する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

学 部 学 科		募集人員	修業年限	受 験 資 格	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	30人	1年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に定める看護師国家試験の受験資格を有する者（平成30年3月までに同国家試験の受験資格を有することとなる者を含む。）	
	看護学科本科	80	3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。以下同じ。）	
	看護学科専科	昼間課程	40	2	1 保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者で、3年以上当該免許に係る業務に従事した者 2 学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者で、保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者（免許取得見込みの者を含む。）
		夜間課程	40	3	
歯科技術学部	歯科衛生学科	30	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	
	歯科技工学科	15	2		
臨床検査学部	臨床検査学科	20	3	学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者	

(注) 募集人員は、一般入学及び推薦入学の合計人数である。

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

- ア 入学願書（栃木県立衛生福祉大学校所定の様式による。）
- イ 履歴書（同上）
- ウ 資格証明書等

学 部 学 科	資 格 証 明 書 等
保 健 学 科	1 看護師国家試験の受験資格を有することを証する書類（看護師学校養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書その他受験資格を有することを証する書類）

保健看護学部	看護学科本科	2 看護師学校養成所の成績証明書 1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	看護学科専科	1 受験資格1に該当する者 (1) 准看護師の免許証の写し (2) 施設長の発行する就業証明書 (3) 准看護師学校養成所の成績証明書 2 受験資格2に該当する者 (1) 高等学校衛生看護科卒業者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者を除く。）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） (2) 上記以外の者 ア 准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） イ 大学入学資格を有することを証する書類 ウ 准看護師学校養成所の成績証明書
歯科技術学部	歯科衛生学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書
	歯科技工学科	
臨床検査学部	臨床検査学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 受験票（栃木県立衛生福祉大学校所定の様式による。）

オ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）

カ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）

キ 受験票交付用封筒（栃木県立衛生福祉大学校所定の封筒又は長形3号封筒（縦235mm、横120mm）による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、栃木県立衛生福祉大学校のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

[栃木県立衛生福祉大学校](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e61/) [検索](#)

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e61/>)

(2) 願書の受付期間

学部学科		受付期間		備考
		開始	終了	
保健看護学部	保健学科	平成29年 11月24日（金）	平成29年 12月4日（月）	土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに受け付ける。
	看護学科本科			
	看護学科専科			

歯科技術学部	歯科衛生学科	平成29年 12月7日(木)	平成29年 12月19日(火)	ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付終了日の消印があるものまで受け付ける。
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成29年 12月7日(木)	平成29年 12月19日(火)	

(3) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028(645)9227

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

学部学科		第一次試験		第二次試験
		筆記	面接	面接
保健看護学部	保健学科	平成30年1月10日(水)		平成30年1月31日(水)
	看護学科本科	平成30年1月5日(金)		平成30年1月29日(月)
	看護学科専科	平成30年1月9日(火)		平成30年1月30日(火)
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成30年1月24日(水)	平成30年1月24日(水)	
	歯科技工学科	平成30年1月23日(火) (実技試験を含む。)	平成30年1月23日(火)	
臨床検査学部	臨床検査学科	平成30年1月17日(水)		平成30年2月8日(木)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校

(7) 試験方法

学部学科		第一次試験				第二次試験
		筆記試験科目	試験時間	配点	面接	
保健看護学部	保健学科	1 小論文 2 看護学	60分 60分	100点 100点		面接 (第一次試験合格者)
	看護学科本科	1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)] 2 数学 [数学Ⅰ・数学A] 3 外国語 [コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ]	50分 50分 50分	100点 100点 100点		面接 (第一次試験合格者)
	看護学科専科	1 国語 2 数学	50分 50分	100点 100点		面接 (第一次試験合格者)
歯科	歯科衛生学科	1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)] 2 外国語 [コミュニケーション英語Ⅰ]	50分 50分	100点 100点	面接	

技術学部	歯科技工学科	1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)]	50分	100点	面接
		2 数学 [数学 I (図形と計量を除く。)]	50分	100点	
		3 実技試験 = 石膏彫刻	30分	100点	
臨床検査学部	臨床検査学科	1 数学 [数学 I・数学 II]	60分	100点	面接 (第一次試験合格者)
		2 理科 [生物基礎、化学基礎、物理基礎のうち、いずれか2科目選択]	100分	200点	
		3 外国語 [コミュニケーション英語 I・コミュニケーション英語 II]	60分	100点	

(8) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部	学 科	第 一 次 試 験	第 二 次 試 験	発 表 方 法
保健看護学部	保健学科	平成30年1月23日 (火)	平成30年2月14日 (水)	栃木県立衛生福祉大学校正門掲示板に午前9時に受験者の合格番号を掲示するほか、合格者に通知する。 なお、合格番号は栃木県立衛生福祉大学のホームページにも午前11時頃に掲載する。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成30年2月9日 (金)		
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	平成30年2月2日 (金)	平成30年2月21日 (水)	

(注) 歯科技術学部は、第一次試験合格が入学試験合格となる。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県立衛生福祉大学にて開示請求をすること。

試 験 の 区 分	開 示 請 求 可 能 な 人	開 示 期 間
第 一 次 試 験	保健看護学部不合格者	第一次試験合格者発表の日から1か月間
	歯科技術学部受験者	
	臨床検査学部不合格者	
第 二 次 試 験	受験者	第二次試験合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

推薦入学試験を実施する学科は、保健看護学部保健学科・看護学科本科・看護学科専科 (昼間課程)、歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科とする。

(1) 出願資格

学 部	学 科	出 願 資 格
保健看護学部	保健学科	栃木県内に所在する看護師学校養成所を平成30年3月までに卒業する見込みの者で、当該看護師学校養成所長の推薦を得た者
	看護学科本科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成30年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者

	看護学科専科 (昼間課程)	栃木県内に所在する准看護師学校養成所を平成30年3月までに卒業する見込みの者(学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る。)で、当該准看護師学校養成所長の推薦を得た者
歯科技術学部	歯科衛生学科	栃木県内に所在する高等学校又は中等教育学校を平成30年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者
	歯科理工学科	

(2) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書(栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による。)

イ 履歴書(同上)

ウ 調査書等

(ア) 高等学校長又は中等教育学校推薦の者にあつては、学校の調査書

(イ) 看護師学校養成所長推薦の者にあつては、看護師学校養成所の成績証明書及び卒業見込証明書

(ウ) 准看護師学校養成所長推薦の者にあつては、准看護師学校養成所の成績証明書及び高等学校の卒業証明書(高等学校卒業見込みの者は卒業見込証明書)又は学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者であることを証明する書類

エ 推薦書(栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による。)

オ 受験票(栃木県立衛生福祉大学校所定の用紙による。)

カ 写真 2枚(出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)

キ 入学試験料

4,400円(入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)

ク 受験票交付用封筒(栃木県立衛生福祉大学校所定の封筒による。)

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書提出方法

入学願書は、栃木県内に所在する各高等学校、中等教育学校及び看護師学校養成所、准看護師学校養成所に送付するので、学校ごとにまとめて、(4)願書の受付場所へ提出すること。

(3) 願書の受付期間

平成29年9月25日(月)から同月29日(金)までとし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028(645)9227

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日、試験場所及び試験方法

学 部	学 科	試 験 期 日	試 験 場 所	試 験 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	平成29年10月25日(水)	宇都宮市陽南4丁目2番1号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文及び面接
	看護学科本科	平成29年10月11日(水)		
	看護学科専科 (昼間課程)	平成29年10月18日(水)		
歯科技術学部	歯科衛生学科	平成29年10月17日(火)		小論文、面接 及び石膏彫刻
	歯科理工学科	平成29年10月18日(水)		

(7) 合格発表

発表日及び発表方法

学 部 学 科		発 表 期 日	発 表 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	平成29年11月14日 (火)	合格者には、推薦した学校長及び看護師学校養成所長、准看護師学校養成所長を通じて、本人に文書で通知する。
	看 護 学 科 本 科	平成29年11月2日 (木)	
	看護学科専科 (昼間課程)	平成29年11月8日 (水)	
歯科技術学部	歯 科 衛 生 学 科	平成29年11月2日 (木)	
	歯 科 技 工 学 科		

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学料及び授業料 (平成29年度の状況)

学 部 学 科		入 学 料	授 業 料 (年 額)	
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科	10,000円	212,400円	
	看 護 学 科 本 科	10,000円	212,400円	
	看護学科 専 科	昼間課程	10,000円	212,400円
		夜間課程	5,000円	106,200円
歯 科 技 術 学 部	歯 科 衛 生 学 科	10,000円	212,400円	
	歯 科 技 工 学 科	16,000円	424,800円	
臨 床 検 査 学 部	臨 床 検 査 学 科	16,000円	424,800円	

5 卒業後の資格の取得

学 部 学 科	資 格 免 許
保 健 看 護 学 部	保 健 学 科 保健師国家試験の受験資格が得られる。 なお、保健師国家試験に合格し、保健師免許取得後、申請により衛生管理者免許が得られる。
	看 護 学 科 看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。
歯 科 技 術 学 部	歯科衛生学科 歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる。
	歯科技工学科 歯科技工士国家試験の受験資格が得られる。
臨 床 検 査 学 部	臨床検査学科 臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる。

○平成29年度栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施

栃木県県南高等看護専門学院の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県県南高等看護専門学院学則 (昭和50年栃木県規則第72号) 第7条第4項の規定により公告する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集人員、修業年限及び受験資格

- (1) 募集人員
看護学科本科 40名 (一般入試及び推薦入試の合計人数)
- (2) 修業年限
3年
- (3) 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書（本学院所定の様式による。）

イ 履歴書（同上）

ウ 資格証明書等

（ア）大学入学資格を有することを証する書類

（イ）高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 受験票（本学院所定の様式による。）

オ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの）

カ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。）

キ 受験票交付用封筒（本学院所定の封筒又は長形3号封筒（縦235mm、横120mm）による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、205円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦332mm、横240mm）に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封の上、(3)願書の受付場所へ請求すること。

なお、本学院のホームページから入学願書等をダウンロードできる。この場合、「入学願書」と「履歴書」は両面印刷をすること。

[県南高等看護専門学院](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/)

[検索](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/)

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e62/>)

(2) 願書の受付期間

平成29年11月24日（金）から同年12月4日（月）までとし、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282(27)7888

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

ア 第一次試験 平成30年1月5日（金）

イ 第二次試験 平成30年1月29日（月）

（注）第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(7) 試験方法

ア 第一次試験 筆記試験

試 験 科 目	試験時間	配 点
1 国語 [国語総合 (古文・漢文を除く。)]	50分	100点
2 数学 [数学Ⅰ・数学A]	50分	100点
3 外国語 [コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ]	50分	100点

イ 第二次試験 面接試験

(8) 合格発表

ア 第一次試験 平成30年1月23日(火)

イ 第二次試験 平成30年2月14日(水)

なお、第一次試験及び第二次試験の合格発表については、それぞれ午前9時に栃木県県南高等看護専門学院学生玄関(学院東側)に受験者の合格番号を掲示するほか、合格者に通知する。合格番号は、本学院のホームページにも午前11時頃に掲載する。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求することができる。受験者本人が受験票を持参の上、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までに栃木県県南高等看護専門学院にて開示請求をすること。

開示請求できる人	開示期間
第一次試験不合格者	第一次試験合格者発表の日から1か月間
第二次試験受験者	第二次試験合格者発表の日から1か月間

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

栃木県内に所在する高等学校を平成30年3月までに卒業する見込みの者で、当該学校長の推薦を得た者(平成30年3月までに中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。)

(2) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書(本学院所定の用紙による。)

イ 履歴書(同上)

ウ 高等学校又は中等教育学校の調査書

エ 推薦書(本学院所定の用紙による。)

オ 受験票(同上)

カ 写真 2枚(出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦40mm、横30mmのもの)

キ 入学試験料

4,400円(入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙を貼り、消印はしないこと。)

ク 受験票交付用封筒(本学院所定の封筒による。)

住所、氏名及び郵便番号を記入し、242円分の切手を貼ること。

※ 入学願書提出方法

入学願書は、栃木県内に所在する各高等学校及び中等教育学校に送付するので、学校ごとにまとめて、(4)願書の受付場所へ提出すること。

(3) 願書の受付期間

平成29年9月15日(金)から同月22日(金)までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院総務課 電話 0282(27)7888

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日

平成29年10月11日(水)

(7) 試験場所

栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(8) 試験方法

小論文及び面接試験

(9) 合格発表

平成29年11月2日(木)

合格者には、推薦した高等学校長又は中等教育学校長を通じて、本人に文書で通知する。

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学科及び授業料(平成29年度)

(1) 入学科 10,000円

(2) 授業料(年額) 212,400円

5 卒業後の資格の取得

看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。

(医療政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
江戸川用水土地改良区	理事	平山 仁一		那須郡那須町大字高久甲2373	29.5.24	
	〃	平山 茂二		〃 〃 〃 1861-2	〃	
	〃	角田 久男		〃 〃 〃 1589-5	〃	
	〃	高久 房登		〃 〃 〃 1478	〃	
	〃	井上 明男		〃 〃 〃 1366	〃	
	〃	平山 森一		〃 〃 〃 5101	〃	
	〃	平山 泰紀	平山 泰紀	〃 〃 〃 1994	〃	29.5.25
	〃	平山 実	平山 実	〃 〃 〃 2486	〃	〃
	〃	平山 隆美	平山 隆美	〃 〃 〃 2427-2	〃	〃
	〃	大森 浩生	大森 浩生	〃 〃 大字高久丙1444	〃	〃
	〃	平山 金男	平山 金男	〃 〃 〃 435-3	〃	〃
	〃		平山 實	〃 〃 大字高久甲2304		〃
	〃		平山 恵夫	〃 〃 〃 1768		〃
	〃		角田 正雄	〃 〃 〃 1646		〃
	〃		高久 博一	〃 〃 〃 1358		〃
	〃		平山 良一	〃 〃 〃 5070		〃
	〃		大野 一美	〃 〃 〃 1481		〃
	監事	高久 道男		〃 〃 〃 1624	29.5.24	
	〃	平山 義一		〃 〃 大字高久丙511	〃	
	〃	平山 正二	平山 正二	〃 〃 大字高久甲2420-8	〃	29.5.25
〃	大森 和範	大森 和範	〃 〃 大字高久丙1605	〃	〃	

	監 事		井上 英明	那須郡那須町大字高久甲1634-9		29.5.25	
	〃		平山 健一	〃 〃 大字高久丙475		〃	
口 栗 野 土地改良区	理 事	渡邊 忠一		鹿沼市口栗野629-3	29.3.31		
永 野 土地改良区	理 事	池澤 達夫		鹿沼市上永野217-1	29.3.31		
	〃		池澤 忠幸	〃 〃 132-2		29.4.1	
	監 事	出口 功		〃 〃 300	29.3.31		
	〃		川田 春男	〃 〃 209-2		29.4.1	
姿 川 土地改良区	理 事	篠原 孝夫		宇都宮市砥上町486-3	29.3.31		
	〃	岡田 勲		〃 〃 610-2	〃		
	〃	仲田 武次		〃 下砥上町884	〃		
	〃	落合政一郎		〃 下欠町854	〃		
	〃	宇賀神 正		〃 〃 642	〃		
	〃	松本 富男		〃 上欠町1082	〃		
	〃	岡田 武	岡田 武	〃 砥上町896	〃	29.4.1	
	〃	金田 光夫	金田 光夫	〃 〃 519	〃	〃	
	〃	佐藤 幹夫	佐藤 幹夫	〃 上欠町141	〃	〃	
	〃	佐藤 光一	佐藤 光一	〃 下砥上町859	〃	〃	
	〃	安生 清	安生 清	〃 下荒針町3838-4	〃	〃	
	〃	渡邊 誠一	渡邊 誠一	〃 〃 3858	〃	〃	
	〃		佐藤 誠一	〃 下欠町851		〃	
	〃		宇賀神武雄	〃 〃 289		〃	
	〃		植木 政夫	〃 下砥上町1251		〃	
	〃		岡田 修一	〃 砥上町899-2		〃	
	〃		佐藤 房男	〃 上欠町701		〃	
	〃		吉澤 貴志	〃 砥上町424-1		〃	
		監 事	植木 和男	植木 和男	〃 下砥上町1187	29.3.31	〃
		〃	鈴木 宏美	鈴木 宏美	〃 砥上町619	〃	〃
	〃	横山 陽一	横山 陽一	〃 〃 229	〃	〃	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月9日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
鬼怒川
- 3 作業期間
平成29年5月23日から平成30年1月31日まで

（監理課）

公安委員会

栃木県公安委員会規則第七号

栃木県公安委員会の事務の委任に関する規則及び栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月九日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県公安委員会の事務の委任に関する規則及び栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則（栃木県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正）

第一条 栃木県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「」に、「の規定」を「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「ストーカー規制法」という。）第十七条第一項の規定」に改める。

第四条の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（警察署長への委任）」を付する。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 公安委員会は、ストーカー規制法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察本部長に委任する。

- 一 ストーカー規制法第五条第一項の規定による命令
- 二 ストーカー規制法第五条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞
- 三 ストーカー規制法第五条第三項前段の規定による命令
- 四 ストーカー規制法第五条第三項後段の規定による意見の聴取
- 五 ストーカー規制法第五条第六項又は第七項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 六 ストーカー規制法第五条第九項の規定による有効期間の延長
- 七 ストーカー規制法第十三条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は警察職員による質問

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 公安委員会は、ストーカー規制法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

- 一 ストーカー規制法第五条第三項前段の規定による命令
- 二 ストーカー規制法第五条第六項又は第七項の規定による通知（同条第三項前段の規定による命令に係るものに限る。）
- 三 ストーカー規制法第十三条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求（同法第五条第三項前段の規定による命令に係るものに限る。）又は警察職員による質問（同項前段の規定による命令に係るものに限る。）

（栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正）

第二条 栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第六十七項を削り、同表第六十八項中「第五条第二項」を「(平成十二年法律第八十一号)第五条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同表第六十七項とし、同表第六十九項中「第五条第二項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同表第六十八項とし、同表第七十項中「第五条第二項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同表第六十九項とし、同表第七十一項中「第五条第二項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同表第七十項とし、同表中第七十二項を削り、同表第七十三項中「第六条第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同表第七十一項とし、同表第七十四項中「第六条第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同表第七十二項とし、同表第七十五項中「第六条第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同表第七十三項とし、同表中第七十六項を第七十四項とし、第七十七項及び第七十八項を削り、第七十九項を第七十五項とし、第八十項から第二百二十六項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第七第二百二十四項から第二百二十九項までの規定中「第五条第二項」の下に「(同条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第五百三十項中「第六条第六項」を「第五条第四項」に改め、同表中第五百三十六項を削り、第五百三十七項を第五百三十六項とし、第五百三十八項から第九百九十四項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第三号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年六月九日

栃木県警察本部長 福田 正 信

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表生活安全部長専決事項の項中第四号を削り、同表生活安全企画課長専決事項の項第五号中「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成十二年国家公安委員会規則第十八号)第八条の規定に基づく通知に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十九年六月十四日から施行する。